

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年6月12日)

【件名】

- 1 第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
(福祉保健課) ··· 1
- 2 平成29年度第1回障がい者の暮らしやすい鳥取創造チーム会議の開催結果について
(障がい福祉課) ··· 18
- 3 法人情報の流出事故について
(子育て応援課) ··· 19
- 4 保育士等修学資金貸付者の就職状況について
(子育て応援課) ··· 20
- 5 平成29年度第1回子育て王国とっとり会議の開催概要について
(子育て応援課) ··· 21
- 6 平成29年度第2回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について
(医療指導課) ··· 24

福 祉 保 健 部



第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年6月12日
地域振興課
福祉保健課
環境立県推進課
教育総務課
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第8回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日 時 平成29年6月1日（木）午後3時～4時
2 場 所 鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室
3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
わざわざ：西垣岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、
岩見八頭町副町長

4 議事及び協議概要

（1）県・市の事務調整状況

ア これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について

- 前回の県・市協議会（2/14）後の動きとして、4月12日に鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」を行ったことを報告し、今後の予定を以下のとおり確認した。

〔スケジュール〕（予定）

平成29年6月 県知事が県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
(県議決で可決された場合)

7月上旬 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7月下旬 鳥取市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」

11月頃 中核市指定政令の閣議決定

平成30年4月1日 鳥取市が中核市に移行

イ 県・市の事務調整状況（主なものを抜粋）

区分	調整事項	調整状況・結果	今後の予定
共通事項	住民サービスの維持・向上の取組	連携協約案等の具体的調整を進める。	30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
	組織体制・人員体制	事務執行体制について、具体的な調整を進める。	
福祉・保健・環境PT（福祉保健関係）	電算システムの初期整備	初期整備に係る県負担金、データ移管方法・時期等について整理。	6月補正予算に計上
福祉・保健・環境PT（環境衛生関係）	事務引継・研修	定期会（週1回程度）を開催し、情報提供・質疑等を実施。	一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管について、方法・条件を擦り合わせる。
都市計画PT	法定・条例移譲事務	法定移譲事務及び条例移譲事務について、事務概要や事務量等を説明。	県・市担当課間で事務引継を進める。
教育PT	県費負担教職員研修	市に移譲される研修のうち、一部を市が県へ委託。	委託する研修範囲、委託料の算出方法等の協議を進める。

（2）保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況

- 5月26日の第2回保健所移行実践検討チーム会議において、各ワーキンググループが作成した実践計画の実施を決定し、5月下旬以降、当該計画に基づき研修・訓練等を実施中である。
- 研修・訓練等の状況を踏まえ、7月下旬を目安に第3回チーム会議を開催予定である。

(3) 関係団体等への説明状況

- ・平成29年3月以降、県・市において、関係機関・団体等の各種会合、イベント等を通じて中核市移行に関する説明会等を実施中である。（計14回：延べ約400名）
- ・市では、市報の中で中核市コーナーを設け、毎月情報提供を行っている。

5 主な発言・意見等

- ・中核市指定の申出に関する県同意について、6月議会で提案することとしている。これまでの3年間で検討してきたプロセスと併せ、先頃立ち上げた保健所移行実践検討チームで、机上での検討から現場での実践に移し、実際に保健所業務を経験してみることでスムーズな移行に繋げていくということをお示しして、ご理解を賜るよう努めたい。
- ・市は、今回初めての予算編成となるので、通常の当初予算より早めに県市で予算の摺合せを行っていただきたい。
- ・県の事務所に長期研修に来ている市職員からは、県の電子決裁システムや電子会議室による情報共有が非常に良いとのことだったので、市の体制整備の参考にして頂きたい。
- ・市からの派遣職員が会議の資料作成や、研修講師として頑張っている。今後も県としても全面的にバックアップをしていきたい。
- ・関係団体・事業者の組合向けの説明だけでは、未加入の業者に内容が伝わらないケースが出てくるため、許可の更新前の案内や講習会等の機会を使い、各業種向けの個別の説明資料を作つて、説明することをPT等でご相談させて頂きたい。

6 今後の予定

- ・第9回県・市協議会を8月に開催する予定であることを説明した。

＜想定される協議内容案＞

- ・保健所移行実践検討チーム会議、ワーキンググループでの実践状況や実践により見えてきた課題、対応状況
- ・11月議会に附議予定の県市間の連携協約、事務の委託、条例改正等

【添付資料】第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

- 資料1 これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について
- 資料2 県・市の調整状況（中核市移行支援PT・部会）
- 資料3 保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況
- 資料4 関係機関・各種団体等への説明状況について

これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について

平成29年6月1日

鳥取市中核市推進局

鳥取県地域振興部地域振興課

1 調整経過

平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

平成26年6月23日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請

↓

東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保

↓

平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成29年2月まで7回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

なお、平成27年3月から7月にかけて、鳥取県東部の保健所のあり方検討会(県・4町/市はオブザーバー)において協議検討を進め、鳥取市へ保健所事務を委託する方向で準備を進めることとした。

平成29年1月25日 中核市及び保健所政令市移行に係る国事前ヒアリング(総務省、厚生労働省)

平成29年3月24日 鳥取市議会において、「中核市指定の申出」議案が賛成多数で可決

平成29年4月12日 鳥取市長が中核市指定の申出に係る県知事への同意の申入れ

平成29年4月13日 保健所移行実践検討チーム立ち上げ

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定し、事務分野ごとに設置するワーキンググループにおいて、研修等を実施。

2 今後の予定

平成29年6月 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出
(県議会で可決された場合)

7月上旬 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7月下旬 市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」

11月頃 総務大臣が中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立
⇒「鳥取市」が中核市に指定

平成30年3月 県から鳥取市への事務引継ぎ完了

平成30年4月1日 鳥取市が中核市に移行

鳥取市の中核市移行スケジュール（見込み）

参考資料
平成29年6月1日現在
鳥取県、鳥取市

区分	平成26年度			27年度			28年度			29年度			30年度		
	上期	下期	上期	下期	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	
国															
鳥取市 (市議会)	○6/10 市長が中核市意向表明 ○中核市移行推進本部・幹事会設置														
鳥取県	●6/23 市→県知事への協力要請														
中核市移行手続															
(県議会)															
市保健所 体制整備 職員体制 人材育成															
県・市協議会 (PT・部会)	①8/4 ②11/18 ③3/19 ④8/4 ⑤4/19 ⑥1/19 ⑦5/12③	②11/18 ③3/19 ④8/4 ⑤4/19 ⑥1/19 ⑦5/12③													
保健所あり方 検討															
広報・周知															

資料2

県・市の事務調整状況（共通事項）

平成29年6月1日

鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

1 共通事項

調整事項	調整状況・結果	今後の予定
事務引継	<ul style="list-style-type: none"> 事業担当課間で、事務引継書・マニュアル、予算関係資料等を提供。 4月13日に設置した保健所移行実践検討チーム・各WGで、実践計画による実務研修を体系的に実施することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度末の事務集中、年度をまたぐ許認可事務等の処理方法をWGで確認し、関係事業者等への事前周知を徹底する。
予算編成・費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> 他の中核市(他府県)の例も参考し、権限移譲交付金や委託経費に係る方針を調整。(H30当初予算要求目途) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民サービスを維持継続するため、県市で効果的効率的な事務執行に取り組む。 H28年度県決算額をベースに調整を行い、県市間で費用負担の確認を実施。
例規・附属機関等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市の条例制定等に向け、県市間で基準等の摺り合わせを行い条例案等を作成。(H29.8~9月：市において条例整備に係る市民政策コメントを実施予定) 県・市間の水準維持や効果的効率的な事務執行を行うため、県市間で審議会の運営方法等について調整を行う。(H29.12月議会目途) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の他圏域とのサービスに差異が生じないよう取扱いや基準等の調整を行う。 同種の事務執行について、県市間で連携共同執行等の検討を併せて実施する。
施設・設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> 備品等リストの現物確認・照合(H29.5/15, 19) 譲渡や貸付け等により対応する方向で具体的手続きを進める。 H29年度に市が導入整備する電算システムの県財政負担を調整。県で補正予算要求(H29.6月議会) 市の入札・導入整備にあわせ県システムからのデータ移管・運用テスト等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 県市間で調整し、二重投資を避け、既存施設や資機材、備品を有効活用し、無駄なく事務処理体制を整備する。
災害発生時の危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> 東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など計画マニュアルの改定整備を行うとともに訓練実施を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応が行えるよう体制整備する。

調整事項	調整状況・結果	今後の予定
住民サービスの維持・向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協約案、事務委託規約案などの具体調整を開始。 ・窓口変更（30年度以降の県の相談窓口を含む）の案内や住民周知を県、市、4町で連携協力して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
組織体制・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各課の事務執行体制（配置人員、専門職員の配置等）について、個々の事務分掌なども考慮しながら調整を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる体制を整備する。
人材確保・職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の長期派遣研修の実施 ・保健所移行実践検討チーム及びワーキンググループでの現場研修等の実施。 ・鳥取市職員研修会の開催（5/24, 25） ・平成30年度以降の市の職員体制（県から市への職員派遣含む）について、職種や職責、年齢構成等も考慮しながら調整を進める。（H29. 12月目途） 	<ul style="list-style-type: none"> ・少数専門職種については、人材確保策を検討の上、実施する。 ・県内他圏域との業務水準に差異が生じないよう県市間の人事交流も含めて検討。

2 中核市移行支援PT・部会

保健衛生・環境(福祉保健部関係)	<p>【調整状況】</p> <p>【電算システムの初期整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥取市において、事務効率化のために導入を予定している電算システムに、個別事務ごとに導入の可否を確認検証し、導入経費の県負担、県から市へのデータ移管の方法・時期等について調整を行い、県において6月補正予算要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> (県負担を行うシステム等) <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等発行システム、衛生総合情報システム(肝炎及び難病等医療費等助成事務、再生医療等製品販売業許可事務)及び基盤サーバ <p>【事務の引継ぎ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事務所管課において、市へ移譲等される事務の事務引継書、予算要求書等の情報提供を行い、他県の事例も参考に準備を進めている。 <p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年4月から東部福祉保健事務所で、鳥取市職員5名が1年間にわたる研修を開始。(うち保健師1名は28年度から継続) <ul style="list-style-type: none"> ・5名はそれぞれ移譲対象の事務を分担し、実際に業務を行っている。2ヶ月経過したが、概ね順調に業務を遂行。 ○ 保健所移行実践検討チームにより上記以外の鳥取市職員向けの研修計画を策定、計画に沿って隨時実施予定。 <p>【今後の作業・調整項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度末事務処理の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・申請期限が3月末、申請時期が3月末から4月上旬に集中する許認可事務等に係る、広報周知や事務手続きを調整。保健所移行実践検討チームのWGの中で確認、詰めていくこととしている。 ○ 災害時のマニュアル作成等について、鳥取市における作業進捗にあわせて、規定・記載内容の詳細調整を行い、整備を行う。
保健衛生・環境PT(生活環境部関係)	<p>【調整状況】</p> <p>【事務の引継ぎ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県・市の移譲事務所管課が定期的に打合せの機会を持ち(週1回程度)、以下の事項等について準備を進めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・市が事務を行うために必要な情報の提供・質疑(条例・基準・計画・予算・情報共有など) <p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年4月から東部生活環境事務所で、鳥取市職員3名が1年間にわたる研修を開始。

	<ul style="list-style-type: none"> ・3名はそれぞれ移譲対象の事務を分担し、実際に業務を行っている。2ヶ月経過したが、概ね順調に業務を遂行。 <p>○保健所移行実践検討チームにより上記以外の鳥取市職員向けの研修計画を策定、計画に沿って隨時実施予定。</p> <p>今後の作業・調整項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市保健所等の組織の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制、専門職員の確保、県・市の連携・県全体の保健所業務の水準の一致等について、人事部局等と連携を図りながら成案を得る。 ○広域にわたる事業活動の許可など <ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行後も許可などの手続きがスムーズに行われ、事務の適正な実施を担保できるよう検証しつつ成案を得る。 ○県有施設の使用・譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ・一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管について、方法・条件をすりあわせる。
都市計画 P T	<p>調整状況</p> <p>○法定移譲事務（3法令）及び条例移譲事務について、事務の概要や事務量等について説明済。特段の課題なし。</p> <p>(法定移譲事務)</p> <p>①屋外広告物法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事務については、県と市の二重に発生する事務の効率化及び事業者の負担軽減を考慮し、特例制度を設けることとした。 ⇒県に登録された業者は、市に対して届出をするだけで登録したものみなされる。 ・屋外広告物講習会は県と市の共催で実施することとし、申込みを受け付けた県又は市が受講料徴収及び修了証交付を行うことを確認済み。 <p>②高齢者の居住の安定確保に関する法律</p> <p>③建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>(条例移譲事務)</p> <p>①土地改良法</p> <p>今後の作業</p> <p>○引き続き、県・市担当課間で事務引継を進める。</p>

教育 P T	<p>【県費負担教職員の研修関係】</p> <p>〔調整状況〕</p> <p>○市に移譲される研修のうち、一部については市が県に委託して実施する。</p> <p>〔今後の作業〕</p> <p>○市が県に委託する研修の範囲、委託料の算出方法等について協議を進めていく。</p> <hr/> <p>【文化財関係】</p> <p>〔調整結果〕</p> <p>○出土文化財の届出の受理等 17 件の事務について県から市に移譲する。</p> <p>〔今後の作業〕</p> <p>○特になし。</p>
--------	--

保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況

平成29年6月1日

鳥取市が総務大臣へ中核市の指定の申出を行うにあたり、4月12日に、市長が知事に地方自治法の規定に基づく県知事の同意の申入れを行った。

この申入れを受け、6月定例県議会における「同意の議案」の提案に向けて、これまでの取組をより具体的に進めるため、現場における実務体験・訓練等を体系的に実施することとし、4月13日に県市で「保健所移行実践検討チーム」及び8分野のワーキンググループを設置した。

(1) 体制

① 保健所移行実践検討チーム

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定する。ワーキンググループにおける研修等の状況を確認し、必要な見直しを実施する。

【構成】 チーム長：(県) 福祉保健部長

副チーム長：(県) 生活環境部長、(市) 健康こども部長

メンバー：(県) 鳥取保健所長、東部福祉保健事務所長、東部生活環境事務所長
(市) 環境下水道部長、福祉部長

② ワーキンググループ (WG)

移管する8つの事務分野（福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）ごとに、ワーキンググループを設置し、市の職員が県の保健所の現場で実践研修を行う。

(2) 取組状況

4月26日 第1回チーム会議を開催

- ・計画作成方針を決定するとともに、今後の進め方を確認。

4月下旬～ 各ワーキンググループで計画作成（内容、時期、期間、方法等）と課題整理

5月26日 第2回チーム会議

- ・各ワーキンググループで作成した実践計画の実施を決定。

⇒市の事務実態に照らし、見直し等を行いながら研修・訓練を行っていく。

- ・電子決裁システム、情報共有等の方法など共通課題の確認。

- ・実務を行っていくことにより、明らかになった課題、制度変更や体制整備の必要なものについては、移行支援PT及び部会において課題整理・検討できるよう提案していくこととした。

5月下旬～ 各ワーキンググループにおいて、計画に基づき研修・訓練等を実施

(3) 今後の予定

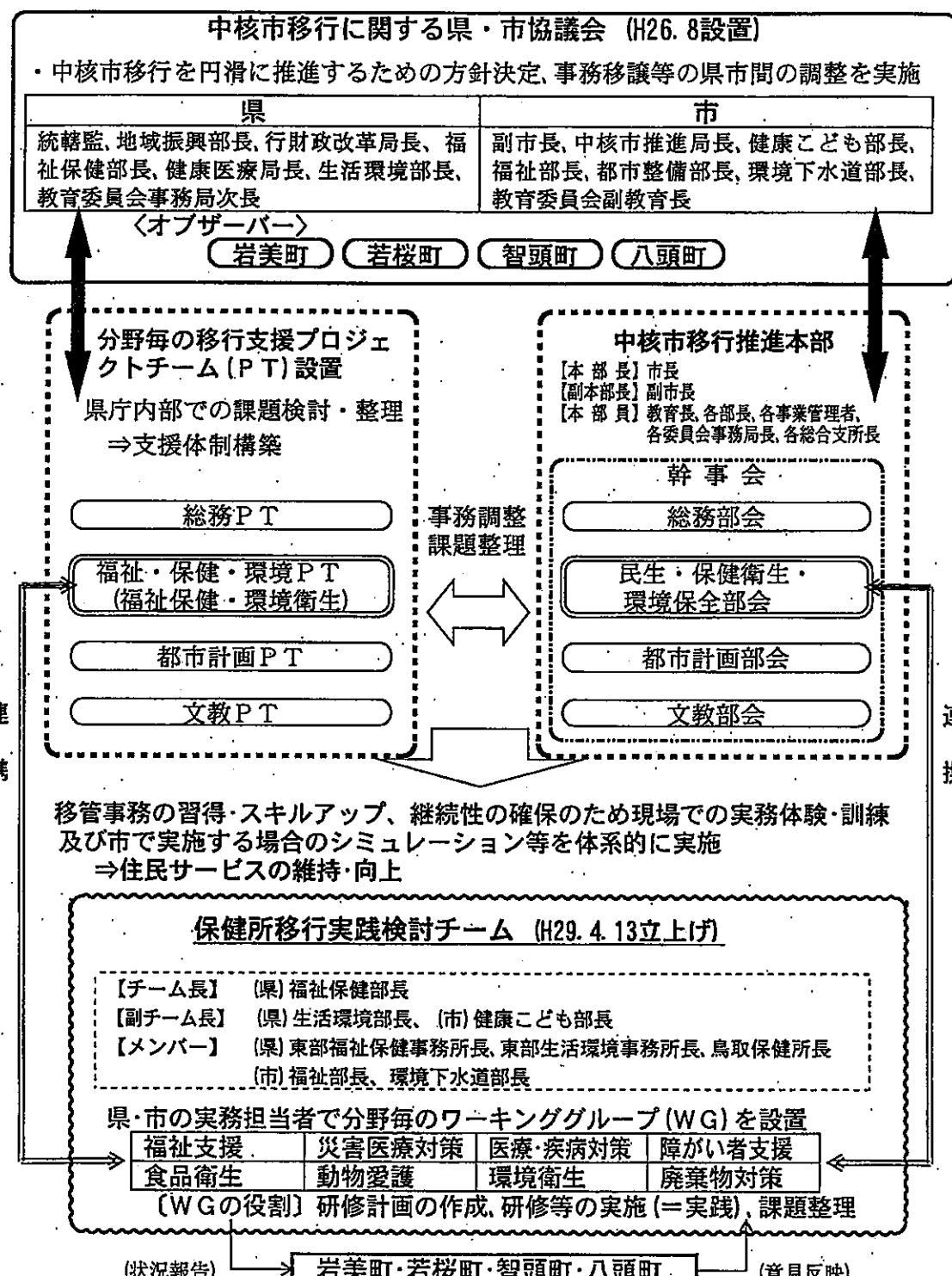
研修・訓練等の状況を踏まえ、7月下旬を目安に第3回チーム会議を開催。

実践の状況、共通課題の整理状況の確認や必要に応じ計画の見直し等を行う。

第1回保健所移行実践検討チーム会議資料

保健所移行実践検討チーム及びワーキンググループの設置について

これまで、中核市移行に関する県・市協議会や県のプロジェクトチーム（P.T.）、市の部会において移管・移譲事務等について整理、協議調整を踏まえ、各分野で現場での研修や人事交流を交えながら実践を行い、保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう「保健所移行実践検討チーム」を4月13日に設置した。



第2回保健所移行実践検討チーム会議 資料

各ワーキンググループの開催概要について

H29.5.26

4月26日の第1回保健所移行実践検討チーム会議での議論を踏まえ、8分野のワーキンググループにおいて県市で検討調整を行い、実践計画（案）の作成を行った。

【実践に向けた基本方針】

円滑・確実な事務引継ができるよう準備を進め、住民サービスの維持向上を図る。
 ⇒市における事務実態に照らした事務等の流れを確認・シミュレーション等の実施
 ⇒県の中部、西部圏域の保健所との連携、業務の標準化 等

1 ワーキンググループの開催状況

(1) 福祉保健関係

WG	開催日時	概 要
福祉支援	H29.5.15(月) 13:30～15:00	対象事務の概要説明を行い、その後、介護、障がい、児童のグループ毎に意見交換し、実践計画（案）を作成。
医薬疾病対策	H29.5.10(水) 13:30～15:00	県が示した実践計画（素案）を基に意見交換し、実践計画（案）を作成。
災害医療対策	H29.5.10(水) 13:30～15:00	県が示した実践計画（素案）を基に意見交換し、実践計画（案）を作成。
障がい者支援	H29.5.10(水) 10:00～11:10	県が示した実践計画（素案）を基に意見交換し、実践計画（案）を作成、その他年度末事務処理等今後検討すべき課題の情報交換を行った。

(2) 生活環境関係 4WG (食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策)

①日 時 5月9日(火) 16:00～17:15 ※4WG合同開催

②概 要

- ・県が作成した4分野の実践計画（案）をもとに意見交換を実施。
- ・市から、検査機関との連携、海岸漂着物が漂着した際の対応、大気汚染防止法の常時監視の対応等についての研修要請を受け、WGでの実践や勉強会の中で対応することとした。
- ・実践計画の「市受講予定者」や県と市の事務の差異に係る今後の対応策等について、市からの回答を受け(5/15〆)、実践計画（案）を完成することとした。

2 県の現状と市における今後の対応

項目	県の現状	今後の対応方針(案)
電子決裁システム	・基本的に電子決裁により事務を管理執行	・市においても電子決裁システムの積極的活用を検討
電子会議室(情報共有)	・電子データで庁内関係者(中部・西部を含む)に情報共有がなされており、過去の事例や指導支援等の経過、課題・懸案事項など検索・活用がしやすい。	・県の情報(データ)等を市で継続的に活用する効率的な方法について検討 ・市における電子会議室的なシステム(情報共有の仕組み)の活用を検討 ・県との情報共有方法を検討
決裁権限 決裁権者的重要案件の状況把握と緊急対応	・決裁権限を法令条項等ごとに詳細に規定。 ・決裁権者と事務処理者とが同一庁舎内で完結。	・移譲事務に係る決裁権限の規定整備 ・庁舎が分散する暫定期間中は、決裁権者への情報伝達、検討協議、緊急対応、決裁が滞ることのないよう、方策を検討
手数料の取扱い (PT・部会で調整中)	・基本的に鳥取県証紙による収納。	・現金収納の事務フロー及び収納事務処理について確認
事務引継	・基本的に人事異動発表後、発令日までに事務引継を実施。	・早期の人員体制、職員配置の決定による県市の担当者間の円滑な事務引継の実施

※H29.5.26 第2回保健所移行実践検討チームで決定

保健所移行実践計画

【指針医療関係】

WG	実施項目	実施時期	実施時期別・期間		担当者	留意事項等
			市(受託者)	市(対応者)		
老人福祉施設指導監査の同 行	老人福祉施設指導監査の同 行	指導監査同行	6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月	5日	高齢社会課 (事務)	福祉企画課 市における実地指導との日程 調整要
介護保険サービス事業所の 実地指導	介護保険サービス事業所に対する指導監査	実地指導同行	6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月	適宜	高齢社会課 (事務)	福祉企画課 市における実地指導との日程 調整要
福祉支援 実地指導	児童福祉施設指導監査の同 行	児童福祉施設に対する指導監査の手順、指導監 査上の着眼点、調査特の留意事項等の習得	指導監査同行	数回/月 (会計51施設)	二ども家庭課 (事務)	福祉企画課 社会福祉が設置されている保健施 設にては、市派遣の看護職 士が同行
医療監査 実地指導	医療監査の同行	指導監査の実施手順、指導監査上の着眼点、講評 時の留意事項等の習得	指導監査同行	数回/月	福利厚生課 (事務)	福祉企画課 市における実地指導との日程 調整要
医療監査 実地指導	医療機関・薬局などの件 可事務	開設、変更の許可、届出事務 申請受付、交付、テー タ入力等 監査同行	監査同行	3~5日	医療監査課 (事務)	福祉企画課 市における実地指導との日程 調整要
医療従事者の免許交付 事務	医師、看護師等の免許の受付、交付 「医師、看護師等の免許の受付、交付、 受給者証の申請受付、更新、医療機関の追加 事務の一連の流れ、 (交付事務) (償還払い事務)	申請受付、交付、テー タ入力等 監査同行	1~2日	医療監査課 (事務)	健康支援課 中央保健センター (保健所・保健課等)	健康支援課 申請が集中する年度末の対 応について確認
難病 ②小児慢性特定期疾患 ③肝炎患者を対象とした 事務	難病の申請受付、更新、医療機関の追加 事務の一連の流れ、 (交付事務) (償還払い事務)	①205/1~ ②6月/1~ ③6月/1~	①難病 3日程度 ②小児 2日程度 ③肝炎 1日程度	院内 ④のがん相談課 ⑤中央保健センター(保 健課)	健康支援課 中央保健センター(保 健課)	実際の窓口対応を研修に含 めるかは業務によって検討
難病疾患地域支援対策	難病医療相談会(年4回)、神経難病者等在宅支 援会・会議、イベント 難病・会議への参加による支援会の内容、 患者の要望、患者会との連携等	相談会、会議、イベント 各事業の企画、実施 ・歯科医師会等の関係 団体との協議、調整 支払、データ入力等	3~5日	院内 ⑥のがん相談課 ⑦中央保健センター(保 健課)	健康支援課 中央保健センター(保 健課)	実際の窓口対応を研修に含 めるかは業務によって検討
医療疾病 対策	歯科	※事業は、5月が中心	3~5日	中央保健センター (歯科衛生士)	健康支援課 中央保健センター(保 健課)	実際の窓口対応を研修に含 めるかは業務によって検討
不妊治療	不妊治療助成・人工授精助成・不妊検査助成 の受付、助成及び助成額の決定	申請受付、交付決定、 支払、データ入力等 監査同行	3~5日	中央保健センター (保健師)	健康支援課 中央保健センター(保 健課)	実際の窓口対応を研修に含 めるかは業務によって検討
がん対策	①がん検査推進パートナー企業認定事業 ・企業への啓発活動 ・認定事業の向上等認定 ②がん患者の社会参加応援事業補助制度 ③地域のがんが企業の推進 ④健康づくり基礎施設認定事業	①企業訪問、啓発活動 ・認定事業の向上等認定 後のフォローアップ ②申請受付、補助金事 務 ③キヤンペーン、予防 教室等の参加、事前準備 ④健康づくり基礎施設 認定事業	5~7日	中央保健センター (保健師)	健康支援課 中央保健センター(保 健課)	実際の窓口対応を研修に含 めるかは業務によって検討

No.	実践項目	実践内容	実施時期・期間	実施予定者			
				日数・回数等	市・受講者	市・受講者	市・受講者
1	SCUの立ち上げのための準備	SCUの実践行の確認(場所、実機行の種類、数量)	5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	1日	保健所保健医事務課(保健支授課)	保健所保健医事務課(保健支授課)	保健所保健医事務課(保健支授課)
2	医療救援対策本部の立ち上げ・運営訓練	・訓練計画の作成 ・実機行の練習、活用 ・EMS等への接続、入力訓練	・訓練計画作成 ・訓練参加	2日	保健所保健医事務課(保健支授課)	保健所保健医事務課(保健支授課)	保健所保健医事務課(保健支授課)
3	各種研修への参加	・医療從事者研修 ・D-MAT隊員業務研修への参加 ・送折医療体制の整備 ・空港災害対策	研修参加 ・ネットワークの受信、発信 会議参加による連絡・連携 ①会議参加 ②訓練参加 ・会議開催連絡金額への参加 ・空港訓練への参加 ・新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ及びエボラ出血熱に対応した訓練の実施(計画作成、訓練参加)	1~2日間×4回程度	保健所保健医事務課(保健支授課)	保健所保健医事務課(保健支授課)	保健所保健医事務課(保健支授課)
4	災害発生時の対応	・精神保健医事務全般	①会議参加 ②訓練参加 ・保健師の担当業務全般について概要を理解 ・身体障害者手帳の交付等事務	1日	保健所保健医事務課(保健支授課)	保健所保健医事務課(保健支授課)	保健所保健医事務課(保健支授課)
5	障害者手帳の交付等事務	・身体障害者手帳の派遣受理、判定金、決定、交付、実務実践	事業の概要説明 意見交換	3日	中央保健センター(保健支授課)	中央保健センター(保健支授課)	中央保健センター(保健支授課)
6	精神障害者手帳の交付等事務	・精神障害者手帳の派遣受理、判定金額、決定、交付、システム入力の流れを実践しながら習得	事業の概要説明 意見交換	1回	障がい者支援課(保健支授課)	障がい者支援課(保健支授課)	障がい者支援課(保健支授課)
7	精神障害者手帳の交付等事務	・精神障害者手帳の派遣受理、判定金額、決定、交付、システム入力の流れを実践しながら習得	事業の概要説明 意見交換	10日間×3回程度	障がい者支援課(保健支授課)	障がい者支援課(保健支授課)	障がい者支援課(保健支授課)
8	自立支援医療受給者証の交付等事務	・自立支援医療受給者証の派遣受理、判定金額、決定、交付、システム入力の流れを実践しながら習得	事業の概要説明 意見交換	各10日×3回程度	障がい者支援課(保健支授課)	障がい者支援課(保健支授課)	障がい者支援課(保健支授課)
9	障がい者措置入院等手続き事務	・措置申請・通報受理、調査、措置実施、退院支援の流れを実践しながら習得	事業の概要説明 意見交換	各10日×3回程度	障がい者支援課(保健支授課)	障がい者支援課(保健支授課)	障がい者支援課(保健支授課)
10	退院請求等手続き事務	・退院請求等申請受理金の算定、見附取扱金の算定時刻の流れを実践しながら習得	事業の概要説明 意見交換	随時	中央保健センター(保健支授課)	中央保健センター(保健支授課)	中央保健センター(保健支授課)
11	精神科病院実地指導・実地検査	・精神科病院実地指導・実地検査を実践しながら習得	実地指導・実地検査(説明)	実施指導 1日	障がい者支援課(保健支授課)	事前研修(説明)	事前研修(説明)
12	アルコール専門相談室	・アルコール専門相談室について実践しながら習得	事前研修(説明)	実地指導 1日	中央保健センター(保健支授課)	事前研修(説明)	事前研修(説明)
13	その他各種業務	・各種業務の概要、職種、方針等を理解 ・精神保健法全般 ・自死対策 ・地域移行・地図検索等	会議出席	2~3回	障がい者支援課(保健支授課)	事前研修(説明)	事前研修(説明)

※会議資料版:実務研修者は、紙面のみ記載

【生活環境関係】

実習項目	実習内容	実施期間	日数	回数	受講者(会員・会員外会員)	参考事項
食品衛生法の監視指導の同行	新規可更新認定、食品販売等に同行する際に食品衛生法を実践しながら習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	保健康育事業室	生活安全課	食品衛生監視員の資格を有する者が望ましい、
食品取扱の同行	収去品目、施設の選定、販賣、移動輸送方法等を実践しながら習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	保健康育事業室	生活安全課	食品衛生監視員の資格を有する者が望ましい、
*1 食品取扱の同行	収去品目、施設の選定、販賣、移動輸送方法等を実践しながら習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	保健康育事業室	生活安全課	食品衛生監視員の資格を有する者が望ましい、
食品営業許可等の事業の督導	事前相談、申請受理、施設調査、査驗、交付、システム入力等の流れを実践しながら習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	保健康育事業室	生活安全課	
食品衛生責任者養成研修会への参加	毎月1回管内に開催される研修会に参加し、食品安全責任者に必要とされる知識を学ぶ。	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	保健康育事業室	生活安全課	
HACCP研修への参加	県産葉技術センターが主催するHACCPに関する研修会等に参加し、HACCPの導入方法等を理解する。	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	適宜	保健康育事業室	生活安全課	
*2 県民食の安全推進会議の傍聴	鳥取県食品安全監視指導員や鳥取県が行なう食品安全施策に関する事項の審議を傍聴することにより、市のお施設の参考にする。	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	適宜	保健康育事業室	生活安全課	
食中毒予防啓発活動への参加	食中毒予防啓発活動に実践しながら習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	1日間	保健康育事業室	生活安全課	
食品衛生行政会議への参加	食品衛生行政会議に関する基礎知識と業務全般の知識	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	保健康育事業室	生活安全課	
動物取扱業者監視の同行	動物取扱業者監視の監視指導の同行し、監視指導方法を実践しながら習得。事前に相談、申請、交付、登録、システム入力までの一連の手順等を習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	生活環境課	生活安全課	
放棄犬監視ハトロールの同行	放棄犬の探しから保護、収容、公示、返還、飼い主指導等の流れを実践しながら習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	生活環境課	生活安全課	
大管理所での商業動物の管理の同行	大管理所での商業動物の管理方法(ワクチン接種、健康管理制度等)を実践しながら習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	生活環境課	生活安全課	
動物取扱責任者研修会への参加	7~8月に開催される研修会に参加し、動物取扱責任者に必要とされる知識を学ぶ。	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	生活環境課	生活安全課	
動物愛護加	10~12月に環境省が開催する講習会に参加し、動物の適正な飼養管理、飼育方法などを習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2日間×1回	生活環境課	生活安全課	
動物愛護フェスティバル「アミティエフェスティ」への参加	県が動物愛護セクター機構を委託している「アミティエフェスティ」が動物愛護法に附随する動物愛護法解读会に参加し、動物の適正飼養の説明方法を習得	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	1日間	生活環境課	生活安全課	
動物愛護管理行政会議	動物愛護管理法に基づき定めた「鳥取県動物愛護管理推進計画」や動物愛護管理行政に係る県の議題等の内容を理解する。	5月 6日~7月 31日 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	2~3回程度	生活環境課	生活安全課	

実践項目	実施時期	実施場所	実施予定者	市(受講者)	日数・回数等	実施方法	備考	
							実施担当者	実施担当者
W/C 理業者、クリーニングの事務訓練等においては、現地調査等の実習を実施するものとする。	5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月	現地同行	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい。	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい。	2~3回程度	保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
開設届出に伴う事務と現地確認 ビル管業者の登録申請に伴う事務と現地確認	同上	現地の検査の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	現地の検査の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	現地の検査の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	2~3回程度	保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
宿泊施設の営業許可申請に伴う事務と現地確認	同上	宿泊施設の営業許可条件、現地での検査の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	宿泊施設の営業許可条件、現地での検査の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	宿泊施設の営業許可条件、現地での検査の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	2~3回程度	保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
公衆浴場の監視	同上	公衆浴場の監視の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	公衆浴場の監視の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	公衆浴場の監視の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	2~3回程度	保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
石鹼関係事務と飲食作業の立入検査	同上	石鹼関係事務をする場合の手続き、撤去する前に留意すべし立入検査同行	石鹼関係事務をする場合の手続き、撤去する前に留意すべし立入検査同行	石鹼関係事務をする場合の手続き、撤去する前に留意すべし立入検査同行	4~5回程度	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
環境衛生関係研修会、説明会等の知識 C.I.O.)	同上	関係法令等の知識	関係法令等の知識	研修会、説明会への参加	2回程度	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
衛生六法園系行政全般 C.I.O.、衛生部局、衛生部長、クリーニング業法、廃棄物処理法、運行規則法	同上	衛生六法に関する基礎知識と保険料全般の知識	衛生六法に関する基礎知識と保険料全般の知識	危機会への参加	2回程度	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
基業者に対する衛生物処理施設設置に係る生民説明の効果の良い方	同上	施設を設置する場合の手続き、住民説明における行い	施設を設置する場合の手続き、住民説明における行い	住民説明会の出席	2回程度	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
不法投棄対策連絡協議会に出席	同上	協議会の運営の仕方	協議会に出席	協議会に出席	3回程度	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
使用済み移動販売車等と保管場所の現地確認	同上	使用済み移動販売車等の保管場所と現地の確認の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	使用済み移動販売車等の保管場所と現地の確認の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	現地確認同行	現地確認同行	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
廃棄物処理施設への定期立入検査	同上	廃棄物処理施設の相違差異、立入検査の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	廃棄物処理施設の相違差異、立入検査の仕方(チェックポイント、方法、留置すべき点等)	検査同行	7回程度	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
不法投棄監視「トロール」	同上	不法投棄のトロールの仕方、発見した際の対応の仕方	不法投棄のトロールの仕方、発見した際の対応の仕方	ハトロール同行	2回程度	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
不法投棄及び使用済物品回収業者等の会員登録の同会員登録	同上	兵庫県・兵庫等との連絡の仕方、接觸の仕方、不適	兵庫県・兵庫等との連絡の仕方、接觸の仕方、不適	接觸同行	1回	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
医業者間連絡会、説明会等の知識	同上	正を參見した際の対応の仕方	正を參見した際の対応の仕方	ハトロール同行	3回程度	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
3事務所(局)の合同研修会	同上	医業者間連絡会、説明会等の知識	医業者間連絡会、説明会等の知識	研修会、説明会への参加	1回	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
医業者間連絡会の開催	同上	医業者間連絡会の仕方	医業者間連絡会の仕方	研修会の開催	※県議会の開催にあわせて調整	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修
医業者間連絡会の開催	同上	医業者間連絡会の開催	医業者間連絡会の開催	研修会への参加	2回程度	生活環境課 保護所準備室 環境・衛生推進課	実施・監修推進	実施・監修

※会議資料版、実務研修者は、障壁のみ記載

*1 食品取扱い：食品衛生法に基づく食品や容器包装の抜き取り検査。

*2 HACCP：安全で衛生的な食品を製造するための高度な衛生管理の手法。

*3 ビル管業者：建築物における衛生的環境の確保に関する法律(略称:ビル管法)に基づき管理を行っている専門者(例えは、清掃業者、ねずみ尾虫等防除業者など)のうち県の登録を受けた者

関係機関・各種団体等への説明状況について

平成29年6月1日
 鳥取市中核市推進局
 鳥取県地域振興部地域振興課

鳥取市及び県の担当課において、関係機関・各種団体等の総会や各種会合、イベント等を通じ、鳥取市の中核市移行や、保健所設置の準備状況、許可申請窓口等についての説明を実施。

1 説明状況（平成29年3月以降）

(1) 各種会合での説明（関係機関・団体）

- ・東部歯科医師会定例会（会員約30人）
- ・県管工事協会東部支部定時総会（会員約30人）
- ・各生活衛生同業組合事務局連絡会議（事務局員約10人）
- ・県净化槽協会東部支部定時総会（会員約20人）
- ・県净化槽協会定時総会（会員約40人）
- ・県産業廃棄物協会理事会（理事約15人）
- ・県清掃事業協同組合研修会（組合員約100人）
- ・鳥取県医薬品登録販売者協会東部支部総会（会員約10名）
- ・県公衆浴場生活衛生同業組合東部地区役員会（東部地区役員4人）
- ・県理容生活衛生同業組合東部地区役員会（東部地区役員4人）
- ・第1回東部不法投棄対策連絡協議会
 （鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、国交省鳥取河川国道事務所、警察署ほか約20人）
- ・県病院協会東部支部会（支部役員28人）

(2) 研修会等の活用

- ・美容業に係る衛生管理講習会（美容業者及び従業員約70人）

(3) 資料配付等

- ・県クリーニング生活衛生同業組合（約15人）

2 説明内容等

- ・鳥取市の中核市移行について
- ・保健所設置の準備状況について
- ・県（東部4町）の保健所事務の市への委託について
- ・中核市移行に伴う許可申請窓口等の変更について
- ・住民サービスの維持向上に向けた県市の取組みについて

3 主な意見・質疑等

- ・これまでの登録や届出、許可等を継続できるようにしていただきたい。
- ・市における専門人材の確保が心配。
 ⇒県からの派遣、人事交流等を行なながら人材確保・育成に努める。
- ・地域医療構想の策定・進捗はどこが行うのか。
 ⇒鳥取市が東部圏域の計画策定等を行う。
- ・4町の保健所の機能はどうなるのか。許認可の名義はどうなるのか。
 ⇒市で実施。鳥取市長または（仮称）鳥取市保健所長の予定。

4 今後の取組等

- ・中核市の政令指定後、窓口や手続き等が決定次第、関係機関・団体の機関紙等の活用について、ご協力いただき、広報・周知に努めることとしている。

平成29年度 第1回障がい者の暮らしやすい鳥取創造チーム会議の開催結果について

平成29年6月12日
障がい福祉課

障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域社会の創造に向け、県庁内の組織を挙げて関連施策に取り組むため、「障がい者の暮らしやすい鳥取創造チーム」の第1回会議を下記のとおり開催し、本年度の取組方針等について確認しました。

1 日 時 平成29年5月22日（月）

2 出席者 チーム長（統轄監）

チーム員（危機管理局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、教育委員会）

3 議題及び会議での主な確認事項

（1）あいサポート条例（愛称）の検討と6月補正予算における関連施策について

- ・条例の趣旨に従い、障がいの特性を年少期からもしっかりと理解できるよう、教育委員会と連携して普及啓発を行っていく。
- ・具体的条文及び関連施策については市町村に関わる内容も多いため、市町村に十分な説明を行いながら、条例の周知を図っていく。
- ・支え愛マップの取組など災害時における障がい者支援については、「災害に強い共助の地域づくり推進チーム」と連携を図りながら進めていく。

（2）工賃アップと障がい者の一般就労の推進に関する施策について

- ・日本財団との共同プロジェクトとして実施している工賃向上モデル事業について、財団から助成を受けて整備、稼働した事業所における取組状況を把握し、工賃向上の実績に繋がるよう継続して目配り、支援を行っていく。
- ・農業参入企業による障がい者就労促進事業として、県内に進出した県外企業の農福連携の取組を支援。特に、障がい者の雇用確保を目指したマッチングを府内関係課が連携して取り組んでいく。

4 今後の進め方

- ・条例施行に伴う関連施策を各部局が着実に実施するとともに、昨年度までチーム会議で議論していたその他の分野の取組（バリアフリー化、障がい者アートなど）についても進捗状況を把握し、障がい者関連施策の全体像を適切に点検していく。
- ・障がい者施策に関連した民間委員が参画する既存の会議からの意見も吸い上げ、今後の施策に反映できるよう検討していく。

法人情報の流出事故について

平成29年6月12日
子育て応援課

子育て応援課で発生した、研修事業に係るメール案内において法人情報を含む電子ファイルを誤送付したことによる法人情報の流出事故について、報告します。

1 概要

平成29年6月5日、平成29年度幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修事業の案内を電子メールで送る際に、法人情報を含む電子ファイルを誤って添付したことが発覚した。誤送付先に経緯説明と謝罪を行うとともに、メール文書の削除を依頼した。また、電子ファイルに記載されていた法人（県内1法人）についても経緯説明と謝罪を行った。

2 流出事故の経緯

日 時	内 容
6月2日（金）午後8時42分 及び同46分	平成29年度幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修事業の募集案内をメール送付。（県内の国立・私立幼稚園17園及び19市町村）
6月5日（月）午前9時10分頃	送付先から当該研修とは関係のない電子ファイルが添付されている旨の指摘があった。
同日 午前9時15分頃	誤送付先（県内の国立・私立幼稚園17園及び3町）へ電話にて経緯の説明、謝罪を行い、送付したメールの削除を依頼した。 ※送付先のうち2園は休業であったため、ファクシミリにて削除依頼を行った。6日（火）に改めて電話にて経緯の説明、謝罪を行った。
同日 午前9時45分頃	情報が流出した法人の代表者へ電話にて経緯の説明、謝罪を行った。

3 流出情報の内容

当該事業とは異なる事業に係る補助金の関係書類（交付申請書、事業計画書、収支予算書、振込口座情報）

4 流出事故の原因

電子メール送信時に誤ったファイルを添付し、その内容確認を行わなかったことによる。

5 再発防止策

今後は、添付ファイル名の明瞭化や送信前の内容確認を徹底する。

また、添付ファイルによる情報流出のリスク軽減を図るため、可能なものはホームページを活用した周知を行う。

保育士等修学資金貸付者の就職状況について

平成29年6月12日
子育て応援課

平成26年度をもって県立保育専門学院を廃止し、保育士養成機能を鳥取短期大学に引き継いだ際に、経済的な理由で進学が困難となる学生を支援するとともに、保育士の県内定着を図るため、平成26年度入学生を対象に保育士等修学資金を創設したところです。

本年3月に2期目の貸付者が卒業しましたので、その就職状況を報告します。

1 保育士等修学資金貸付者の就職状況

保育士等修学資金の貸付者は、9割以上が県内の保育施設等へ就職している。

区分	就職等状況			合計 (b)	卒業生に占める 県内保育施設等 就職割合 (a) / (b)	(参考) 昨年度の就職 割合			
	保育施設等(※1)		その他 (※2)						
	県内(a)	県外							
鳥取短期大学幼児教育保育学科卒業生数	80	25	8	113	70.8%	56.3%			
うち保育士等修学資金の貸付者	32	0	2	34	94.1%	84.6%			

※1 保育施設等：保育所、保育所以外の児童福祉施設、身体障害者更生援護施設及び幼稚園

※2 その他：保育施設等以外へ就職、無職の者

2 県内保育士養成施設卒業生の就職状況の推移

平成28年度末の卒業生（鳥取短期大学、鳥取大学）の県内保育施設等への就職者数は、県立保育専門学院廃止前とほぼ同水準である。

項目／卒業年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
県内の保育施設等への就職者数	89 (136)	85 (140)	82 (120)	104 (134)	81 (117)	80 (105)
<参考> 上記のうち 県立保育専門学院	35 (40)	38 (42)	23 (29)	24 (27)	—	—

※1 保育士資格を取得した者に限る。幼稚園教諭免許のみ取得した者は含まれない。

※2 ()は、県外施設を含めた保育施設等への就職者数

平成29年度 第1回子育て王国とっとり会議の開催概要について

平成29年6月12日
子育て応援課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、今年度の第1回目の会議を下記のとおり開催しました。

記

1 第1回会議の開催について

(1) 日時 5月25日(木) 午前10時から正午まで

(2) 場所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

(3) 議事

ア 子育て王国とっとり推進指針の改訂について

イ 平成28年度地域少子化対策重点推進交付金事業について

ウ 子育て王国とっとり実現チーム会議等の結果を踏まえた新たな取組の検討

エ 平成29年度子どもの貧困対策の進め方について

(4) 報告事項

ア 乳児死亡事案検証報告について

イ 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について

2 主な議論

(1) 子育て王国とっとり推進指針の改訂について

今年度から取り組む事業など時点修正を行った改訂案について、承認をいただいた。

ア 主な改正内容

(ア) 安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策

①保育所等を利用しない在宅育児世帯に対する経済的支援の実施

②学校・家庭・地域のよりよい連携や学校支援ボランティア活動の充実

(イ) 安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策

①誰もが働きやすい職場づくりに向け、託児機能付きサテライトオフィスの試行運用

②男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率について、目標指標に追加

イ 委員からの意見

《仕事と育児の両立の支援や企業への働きかけについて》

・仕事と育児の両立ができるように労働環境の整備を事業者に働きかける際には、現状や課題などをきちんと認識した上で行わないとなかなか進まないと思う。

(2) 子育て王国とっとり実現チーム会議等の結果を踏まえた新たな取組の検討

子育て王国とっとり実現チーム会議の結果を踏まえ、次の取組を実施するにあたり、自由な意見交換を行った。

①地域における子育てしやすい職場環境の整備

②地域で子育て支援を行う団体等への支援

③キャリア教育の機会を活用したライフプラン学習の充実

[委員からの意見]

《小一問題について》

・小学校に入る前の子育て支援は非常に充実してきている。しかし、「小一問題と言われるように」、小学校に入学したらどうしたらいいのかという意見をよく聞く。小学校入学と同時に職場を離職せざるを得ないお母さんがいる。小学校一年生というのはお昼で帰ることが多い。大きな問題であり、取組をお願いしたい。

・問題行動があり、働くための学力がついていない子どもがいる自立支援施設の充実が必要。

(3) 平成29年度子どもの貧困対策の進め方について

子どもの貧困対策のうち、平成28年度の実績と積み残しとなった課題や一層の充実が求められる施策についてお示しし、自由な意見交換を行った。

【委員からの意見】

《子どもの居場所づくりの推進について》

- ・冒険遊び場（様々な遊びを提供する地域活動）やスポーツ少年団等の地域における活動も一つの子どもの居場所と考えられることから、こういった子ども食堂以外の活動も広く支援していくべき。

3 平成29年度のスケジュール案

回数	時期	内容（予定）
第1回	平成29年5月25日	<ul style="list-style-type: none">・推進指針の改訂案についての意見交換<ul style="list-style-type: none">・保育所、幼稚園等とつとり自然保育検討部会委員の指名（子どもの貧困対策関係）・平成29年度子どもの貧困対策の進め方
第2回	平成29年夏頃	<ul style="list-style-type: none">・推進指針の平成28年度の実績報告<ul style="list-style-type: none">・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗報告（子どもの貧困対策関係）・平成28年度達成目標の実績報告
第3回	平成29年秋頃	<ul style="list-style-type: none">・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の点検・評価<ul style="list-style-type: none">・平成30年度新規事業の検討（子どもの貧困対策関係）・平成30年度新規事業の検討
第4回	平成30年3月	<ul style="list-style-type: none">・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し<ul style="list-style-type: none">・平成30年度新規事業の報告（子どもの貧困対策関係）・平成30年度新規事業の報告

4 子育て王国とっとり会議委員について

- (1) 任期 平成28年5月26日から平成30年5月25日
- (2) 委員の構成 委員24名
- (3) 会長 鳥取大学地域学部地域教育学科教授 塩野谷 齊 (委員の互選により決定)

分野	職名等	氏名
学識経験者	鳥取大学地域学部地域教育学科教授 鳥取大学附属幼稚園園長	塩野谷 齊
	鳥取短期大学教授 地域交流センター長	白石 由美子
公募	会社役員 相談室主宰	林 ルミ
	畜産業	田中 亜未
子育て中の人	鳥取市立神戸小学校PTA会長 鳥取県PTA協議会評議委員	山本 賢璋
他県からの移住者	林業	井上 健一郎
	音楽制作会社経営者	森川 寛史
将来子育てを行う人	学生	鳥取環境大学経営学部(2年生)
地域で子育てを支援している人	東部	光浪 彩耶香
	中部	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク副代表
	西部	山下 千之
児童福祉	NPO法人えがおサポート代表理事	藤澤 幸恵
	保育所	倉吉東こども園園長 (鳥取県子ども家庭育み協会会長)
	母子生活支援施設	大橋 和久
保健・医療	認定こども園	玉谷 隆明
	医師(小児科)	倉吉幼稚園園長
	歯科医師	井尾 雅一
教育	保健師	谷本こどもクリニック副院長
	幼稚園	岸本歯科医院医院長(鳥取県歯科医師会理事)
	家庭教育	田中 美津枝
産業	元東みずほ幼稚園園長	笹木 美穂子
	家庭教師	西垣 豪
労働	東洋交通施設株式会社代表取締役社長	筒井 洋平
	鳥取県商工会青年部連合会副会長	前村 幸子
市町村	社会保険労務士	竹間 恒子
	市	鳥取市健康こども部次長兼こども家庭課長
	町村	丸 真美

《参考》 子育て王国とっとり会議の概要

- 1 設置根拠 子育て王国とっとり条例第12条
- 2 設置時期 平成26年5月26日
- 3 所掌事務
 - (1) 子育て王国とっとり条例関係
 - ア 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
 - イ 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
 - ウ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。
 - (2) 子ども・子育て支援法関係
 - ア 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
 - イ 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

平成29年度 第2回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成29年6月12日
医療指導課

1 日 時 平成29年5月26日（金）13:30～16:00
2 場 所 大栄農村環境改善センター
3 出 席 市町村国保主管課長、国保連合会事務局長等
4 概 要

（1）協議事項

① 市町村事務の標準化等について

- 市町村が担う国保事務の種類や性質によっては、当該市町村が単独で行うのではなく、より標準化、共同化して実施することにより、市町村の事務処理の効率化につながり、被保険者にとってもメリットになるなどの効果を踏まえ、必要な国保事務の標準化等を行うこととしている。
- まずは、効果が期待できる項目について、実施時期等の優先順位を検討し、資料1の11項目について市町村・国保連合会と連携しながら、平成30年度までに標準化を目指す方向で検討しているところであり、このたびの連携会議においては、同資料のとおり全市町村の合意が得られたところである。

（参考）主な意見

市町村の主な意見	県の対応
【項目3⑤：保険給付の差止に係る取扱基準】 <ul style="list-style-type: none">・現在、給付を滞納に充てているが、基準を統一することで、今後これができなくなるのか。	・滞納に充てることはできるが、充当する場合の基準を統一しようとするもの。
【項目6：療養費の支払事務に係る取扱基準】 <ul style="list-style-type: none">・療養費の審査統一に伴う審査支払手数料は納付金の中に加算することになるが、市町村は、新たに予算化が必要となるのか。	・予算化が必要となる。
【項目7：その他の支給業務に係る支給基準】 <ul style="list-style-type: none">・葬祭費については、埋葬費自体に地域差がある中で、現段階において県内統一の保険料（税）としないのであれば、統一する必要はないのではないか。	・葬祭費については、統一しないこととする。
【項目9：医療費通知の取扱いに係る支給基準】 <ul style="list-style-type: none">・現在、医療費通知の郵送料は、県の調整交付金の交付メニューとなっているが、今後も交付の対象となるのか。また、通知回数の増や個人ごとの通知となると経費も増加するが、県調整交付金は予算が圧迫されるのではないか。	・今後も郵送料については、県の調整交付金の対象となる予定である。 また、医療費通知については、現在、国の保険者努力支援制度の対象になる方向で検討されている。

② 納付金等の算定について

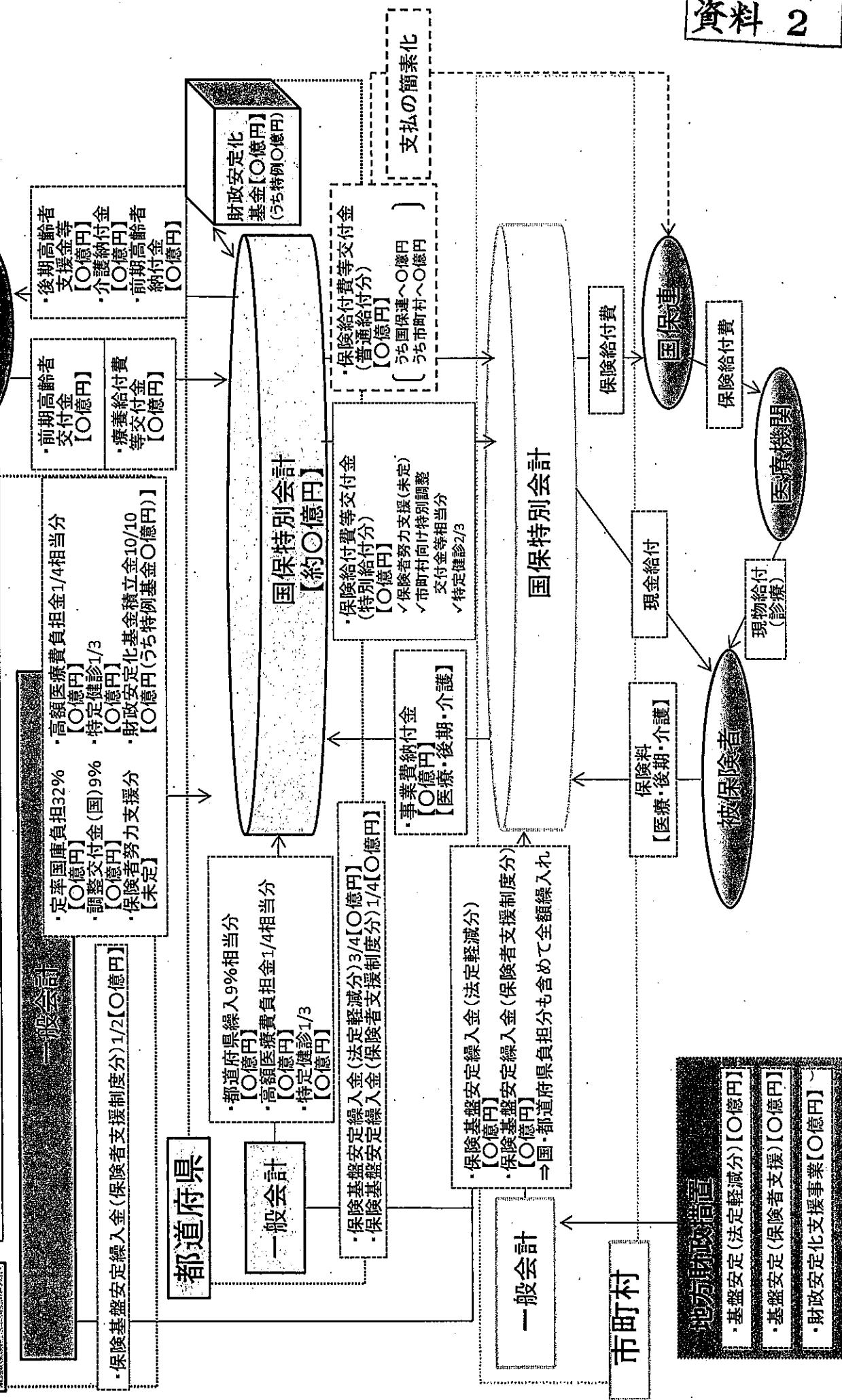
平成30年度以降の国保財政の基本的な枠組みや鳥取県の国保財政の現状について、改めて資料2及び資料3に基づき説明し、共通理解を図った。

事務標準化の検討状況

項目	検討事項		役割分担	合意内容等
1 被保険者証の作成	○更新時期、更新頻度の統一		県	・更新時期等一部について、平成32年度を 目途に引き続き検討 ・その他については、平成30年度から統一
	○隨時発行の対応方法			
2 資格管理事務	○事務の統一化・マニュアル化（異動情報の運用の統一含む）		国保連	・引き続き検討
	○高額療養費における世帯の継続性の判定基準			
3 保険給付の支払事務	①高額療養費に係る各現金給付の給付判断等の統一		県	・平成30年度から統一
	②高額介護合算に係る各現金給付の給付判断等の統一		県	・平成30年度から統一
	③保険料の減免の取扱基準の統一		県	(7月以降検討の方針)
	④一部負担金減免の取扱基準の統一		県	(7月以降検討の方針)
	⑤保険給付の差止に係る取扱基準の統一		県	・平成30年度から統一
	⑥高齢世帯の支給申請の簡略化		県	・引き続き検討
	⑦地単ペナルティ一分の県対応		県	・内部協議中
	⑧運用日程、各種様式の整理		国保連	・平成30年度から統一
4 県から国保連合会への直接支払い	○事務手続、運用日程の検討		県	・引き続き検討
	○交付金請求、支払事務の整理			
5 地単公費の償還払の取扱い	○計算方法の統一		県	・平成30年度から統一
6 療養費	○現金給付の給付額及び給付判断の統一		県	・平成30年度から統一
	○運用日程、各種様式の整理		国保連	・平成30年度から統一
7 その他支給に係る支給基準の統一	○給付基準及び審査基準の統一 (葬祭費、出産育児一時金等)		県	・出産育児一時金 →平成30年度から統一 ・葬祭費 →平成30年度は統一しない
8 その他支給に係る申請書類の統一	○各種様式の整理		県	・平成30年度から統一
9 医療費通知の統一	○実施回数、通知受診期間、様式等の統一		県	・平成30年度から統一
10 短期証・資格証・限度額認定証の取扱い	①短期証	○更新時期、更新頻度、交付基準の統一	県	(7月以降検討の方針)
	②資格確認書	○更新時期、更新頻度、交付基準の統一	県	(7月以降検討の方針)
	③限度額適用認定証	○更新時期、更新頻度、交付基準の統一	県	(7月以降検討の方針)
	○様式の統一		県	(7月以降検討の方針)
11 月報関係	○報告内容の統一		国保連	・平成30年度から統一
	○システム開発			

平成30年度以降の国保財政の基本的な枠組みについて

*国公費等の平成30年度見込額は、平成29年夏までに示す予定。
(都道府県は、平成27年度実績又は平成28年度予算ベースで検討)

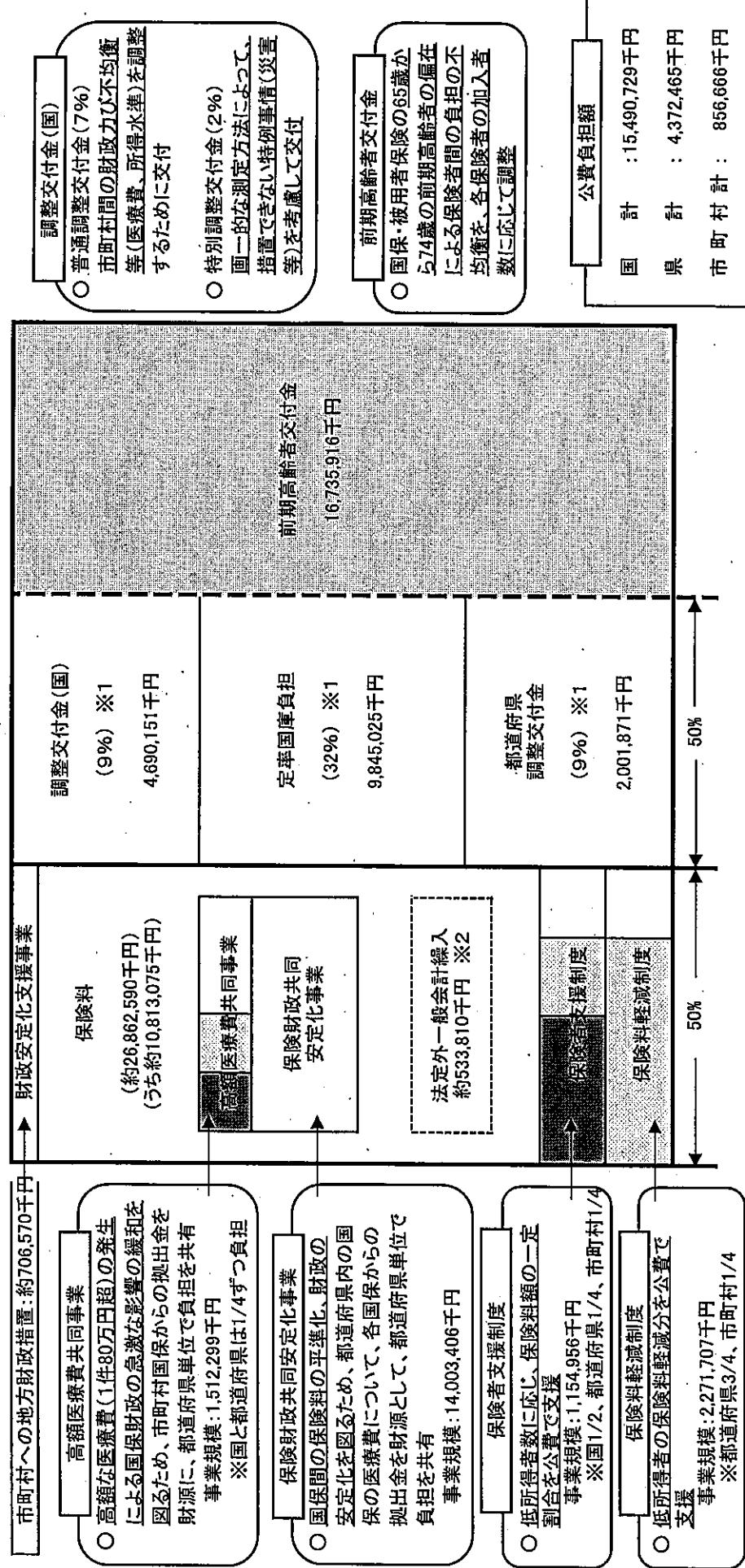


鳥取県版 国保財政の現状

(平成27年度決算ベース)

市町村への地方財政措置：約706,570千円

医療給付費等総額：約64,268,786千円



*1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある

*2 平成27年度決算における決算補填等の目的的一般会計繰入額

